

桃山学院教育大学 各種方針等

桃山学院教育大学は、キリスト教精神に基づき、人間教育の理念に沿った教育を行うために以下の方針等を定める。

学位授与方針

学則の目的に定める人材育成に向け、人間教育の理念に即し専門分野に関する知識・技能並びに教養を身につけ、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、以下にあげるような能力を修得した学生に学位を授与する。

1. 教育課程に定められた科目を確実に修め、教員・社会人として全ての基盤となる基礎的な知識、確かな判断を導く幅広い教養、これからの社会を確かなものとして築いていく専門性を、十分に修得したと認められること。
2. 大学、地域社会、国際社会の中での出会いを大切にして、多様な環境でコミュニケーション力を高め、柔軟で先見性のある人間観を育んできたこと。そして、子どもたちが夢を持てる発展性のある未来についての展望を持ち、それを実現する使命感と責任感を養ってきたこと。その上で、他者に対する寛容と規律の精神をもって協働性を発揮して、これからの社会を築く一員となる強い意志と高い志を身に付けてきたこと。
3. 在学中の学問研究を通して、自分自身が大切にすべき世界観を確かなものとして育み、自分自身の責任ある判断で行動できる主体性を確立して、誇れる我を身に付けてきたこと。その上で、人間的な成長すなわち人格の完成を弛むことなく追い求めてきたこと。さらに、今後も努力を惜しまず自己を高めていく覚悟があること。

教育課程の編成・実施方針

教員・社会人としての資質・能力を確実に修得できるよう、基礎教育科目、教養科目、専門基礎科目、専門科目として4年間の学修を目標とした教育課程を編成する。さらに、人間教育基礎演習、人間教育演習、教育学専門演習、卒業研究と段階を追った研究を、チューターによって支援していく。

1. 基礎教育科目には、本学の教育理念である人間教育を学ぶとともに、大学教育への導入と大学での学修に必要な基礎的な知識や技能を習得することを目標として置く。全てを必修科目として1年次を対象とし、将来への展望のもとに体系的な学修計画を立てられるような学びも併せて行う。
2. 教養科目には、教育者として求められる幅広く深い教養を身に付けることによって、確かな理解力と豊かな感受性を養うことを目標として置く。過去および現代の社会についての学び、倫理観や人の心についての学び、科学的な世界観についての学び、および日本の伝統的な文化や精神についての学び等、多様な講座を設ける。
3. 専門基礎科目には、幼児児童生徒理解のために必要な科目や教育に関する基礎理解

のための科目等、教育の専門科目を学習するための基礎となる科目群を置いて、専門的な学びの基礎を築くことを目標とする。

4. 専門科目には、教職に関する科目、教科に関する科目、保育に関する科目、健康・スポーツに関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、キャリア形成に関する科目等において、教育者としての専門的な力量の育成を目標とする。

5. 将来を見据えたキャリア形成と教育者としての自覚の形成を図るために、インターンシップ、教育実習、保育実習、介護等体験実習等を実習科目として置く。併せて国際的な広い視野を持てるよう海外インターンシップの機会も設ける。

学生の受け入れ方針

人間教育学部では、幅広く深い知識や技能を習得し、豊かな教養を身に付け確かな専門性を備え、それを基盤としてグローバルな視点からこれからの日本の教育を展望して、主体的に担っていこうとする強い意志を持つ教育者を養成することを目標とする。また、多様な人々との高いコミュニケーション力や協働できる力、お互いの違いを受け止める柔軟性等の、社会人として備えるべき資質や能力も育成していく。そのために以下のような学生を求める。

1. 高等学校で修得した基礎的な学力を身に付けていること。(a,b)
2. 大学での専門的な学修を最後まで為し遂げる意志を持っていること。(b,c)
3. 将来の進路の実現に向けての強い希望と意志を持ち続けられること。(c)
4. 教育者としての教養を幅広くかつ深く身に付けようとする関心が高いこと。(a,c)
5. 主体的に判断し行動できる自己を求めて人間的な成長を常に追求する姿勢を持てること。(b,c)

*a：知識及び技能 b：思考力・判断力・表現力等 c：主体性・多様性・協働性

内部質保証に関する方針

桃山学院教育大学は、学則に定める本学の目的を達成するため、教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の循環過程を通じて全学的な内部質保証を恒常的・継続的に実現する。

具体的には、本学執行部（会議）が全学的な教育活動を推進するための企画・設計を行い、各委員会等を通じてその実践的な運用を図る。また、学位授与、教育課程の編成・実施および学生の受け入れに関する3つの方針に基づいた教育活動の推進に向け、自己点検・評価委員会を中心に組織的かつ全学的な自己点検・評価を定期的に行い、その結果を執行部（会議）を通じて改善および改革につなげ、自己点検・評価の結果を含めた本学の諸活動の現況を広く社会に公表し、教育活動の質を保証する。

求める教員像

桃山学院教育大学は、本学の目的を達成するため、以下のとおり「求める教員像」を定める。

- ・キリスト教の精神に基づく教育方針を理解し、協力できる者

- ・ 本学の人間教育の理念に賛同する者
- ・ グローバルな視野を持ち、地域社会および国際社会に貢献する意欲のある者
- ・ 大学における教育を担当するにふさわしい能力を持ち、常にその向上に努める者
- ・ 学生支援活動に熱意をもって貢献できる者
- ・ 大学運営に協力的であり、本学の発展に主体的に参画できる者
- ・ 本学の教育・研究・運営等の活動において職員と協働できる者

教員組織の編成に関する方針

桃山学院教育大学は、本学の目的を達成するため、以下のとおり教員組織の編成に関する方針を定める。

- ・ 「大学設置基準」等の関連法令を遵守するとともに、本学の教育研究目的の達成のために、国内外の様々な分野から多様な人材を求める。
- ・ 教員の適切な役割分担に基づき、教員間で組織的に連携できる体制を確保する。
- ・ 教員の採用および昇任は、本学の諸規程に従い、公正かつ厳正な審査および手続きによって行う。
- ・ 教員の年齢構成、男女比率等において偏りのない教員構成を目指す。
- ・ 組織的なFD活動を行い、教育・研究両面からの教員の資質向上を図る。

学生支援に関する方針

学生が学修に専念し、豊かで充実した学生生活を送ることができるよう、本学は以下の学生支援を行う。

[修学支援]

- ・ 教務委員会と教務グループを中心に学生の修学状況を把握し、教職員が連携してきめ細やかな修学支援を行う。
- ・ 学生の学修意欲の向上のため、達成度に応じた補習教育や学生の自主的学習を促進するための教育環境の整備に努める。
- ・ 安定した学生生活や学修意欲向上のために、授業料減免や奨学金等による財政的支援の充実に努める。

[生活支援]

- ・ 学生グループを中心に、保健室・学生支援センター・カウンセリングルーム等、関係各所が連携し、学生が健全で安心・安全な学生生活を送れるよう支援する。
- ・ 学生が目的意識と自覚を持ち、スポーツ、文化、ボランティア等の自主的な活動を積極的に行えるよう支援する。
- ・ 人権侵害に対処するための相談窓口やハラスメント防止委員会を設置し、学生の人権保障とハラスメントの防止を図る。

[進路支援]

- ・ 教員になるための支援だけでなく様々な進路に対応したキャリア形成支援を行う。
- ・ キャリアラーニングセンター、教職センターを中心として、社会で必要となる基礎

的、汎用的能力を育成するためのキャリア教育を行う。

[多様な背景を有する学生のための支援]

・合理的配慮の観点から、教職員および関係各所が連携し、多様な背景を持った学生個々のニーズに即したきめ細やかな支援を行う。

教育研究環境の整備に関する方針

学生と教職員の教育研究活動を支援するため、以下のとおり環境を整備する。

- ・学生の学修および教員の教育研究を推進するために、十分な水準の図書館を整備・運営する。
- ・学術・情報支援室を設置し、情報ネットワークの整備と教育研究システムの管理運用を行う。
- ・学生が、個人やグループで主体的に学ぶための学習空間を整備する。
- ・学生と教員の教育研究の質向上を図るため、外部研究費獲得や研究成果発表のための支援を行うとともに、施設の整備および研究費の確保に努める。
- ・公正な研究を推進するための体制を整備し、研究倫理教育を適切に行う。

社会連携・社会貢献に関する方針

本学の理念・目的を踏まえ、社会連携・社会貢献に関する方針を以下のとおり定める。

- ・地方自治体・企業・団体・学校その他の教育機関等の学外諸機関との連携を推進し、本学が有する資源の提供や、学生・教職員による地域との交流を通じ、本学と地域の相互の発展を目指す。
- ・公開講座、公開講演会等を開催し、大学における教育研究の成果を社会に還元することで、地域や社会の豊かで持続的な発展に寄与する。
- ・国際社会や地域社会に貢献するため、国際交流やボランティア活動を積極的に推進する。

大学運営に関する方針

本学は、本学の理念・目的およびその達成のための計画を実現するため、以下の方針により大学の運営を行う。

- ・ガバナンス改革推進の観点から、学長のリーダーシップのもと、意思決定システムを継続的に見直す。
- ・学則等の学内諸規程を整備し、公正で透明性の高い管理運営を行う。
- ・本学の理念・目的を実現するために将来を見据えた中長期的な計画を立案し、年度ごとに事業計画を策定するとともに、必要な改善・改革を推進する。
- ・法人組織と機能分担を図り両者の権限と責任を明確にしつつ、必要に応じて連携強化に努める。
- ・予算責任者の下、適切な中・長期の財政計画を踏まえて予算編成を行うとともに、予算執行を行う。